

2020年5月15日

2020年度秋期の社会教育実習について

社会教育実習担当 浅井経子

【社会教育実習の履修条件】

下記1～6をすべて満たしていること。

- 1 2020年度第1学期以降の入学者であること。
- 2 「生涯学習論1, 2」「社会教育経営論1, 2」「生涯学習支援論1, 2」を本学において履修済みであること（履修予定は含まない）。
さらに、本学の「社会教育課題研究A」を履修済みであることが望まれます。
- 3 上記2の12単位を含め32単位以上履修していること。
上記2の科目以外は他大学等で修得したもので構いません。
- 4 9月中旬頃に開設する「社会教育実習事前指導室」で科目担当者の事前指導を受け、「社会教育実習」の科目を履修していること。
「社会教育実習事前指導室」を開設したときにはお知らせしますが、2020年度秋期に「社会教育実習」の履修を希望する学生は10月30日（金）までに「社会教育実習事前指導室」に登録してください。なお、「社会教育実習事前指導室」は学費は発生しません。
- 5 「社会教育実習」履修のためには、通常は実習先の内諾を得ていることが条件になりますが、2020年度秋期については「社会教育実習事前指導室」で説明します。
- 6 実習日の1年以内に健康診断（特にエックス線）を受診し、結核等の所見がないこと。
また実習日にインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症を罹患している、または風邪症状がある、発熱している、濃厚接触者と特定される等、疑われる場合には受入れ施設・機関・団体等と協議の上、延期あるいは中止になること。
くれぐれも自己管理に努めてください。

注

- 本学で博物館実習を履修済みの場合は「社会教育実習」1単位に読み替えることができます。ただし、その場合の「社会教育実習」1単位は卒業単位に含めることはできません。読み替えを希望する学生は学生支援センターに申し出てください。

- 社会教育関係施設、機関、団体等に勤務している場合、勤務先を実習先とすることができません。ただし、有給休暇を取って実習生として活動し、実習指導担当者に評価してもらう必要があります。

【新型コロナウイルス感染症への対応下における 2020 年度社会教育実習について】

- 1 2021 年度以降にも本学での学修継続を予定している学生は、できるだけ 2021 年度以降に「社会教育実習」を履修することが望まれます。ただし、2021 年以降に新型コロナウイルス感染症が収束しているとは限りません。
- 2 2020 年度中に「社会教育実習」の修得を要する学生は、通常の実習（社会教育現場等での実習）を実施できないこともありますので、それをご了承ください。代替措置等については「社会教育実習事前指導室」で説明します。
- 3 社会教育現場での実習の内諾が得られている場合であっても、緊急事態宣言が出されるなど、状況によっては現場での実習ができない事態も起こりえますので、それをご了承ください。代替措置等については「社会教育実習事前指導室」で説明します。

以上